

兵庫県内全域での 自動車営業が可能に！

ー兵庫県・神戸市・姫路市・尼崎市・明石市・西宮市ー



従来は、自動車（キッチンカー等）営業をする際には、営業する「兵庫県と保健所設置市」の管轄区域ごとにそれぞれの健康福祉事務所（保健所）での営業許可が必要でした。

2025年6月1日以後は、兵庫県下のいずれかの健康福祉事務所（保健所）で許可を受けたキッチンカー等については、以下の対象となる自動車営業に限り、必要な手続きを行えば兵庫県全域で営業できます。

対象となる自動車営業

2021年6月1日以後に許可を受けた食品衛生法施行令第35条に基づく営業許可業種のうち次に掲げる営業。

- ◇ 飲食店営業
共通基準を満たしたものに限る
- ◇ 魚介類販売業・食肉処理業



飲食店営業（キッチンカー）の共通基準とは

必要な設備の一例は以下のとおりです。

- 1 従業員の手指を洗浄消毒する装置を備えた流水式手洗い設備の再汚染防止構造
- 2 廃棄物を入れる容器の蓋又は同等の機能
- 3 シンク（給水を受け排水でき、施設内を汚染しない構造の水槽）

新たな共通基準では、各給水・廃水タンク容量で取り扱える食品が従来のものと変わる場合があります。提供する食品、調理の工程数によって必要となる給水・廃水タンク容量が異なりますので、共通基準による取扱いを希望する場合は、実際に提供する食品、調理手順及び手続きについて健康福祉事務所（保健所）にお問い合わせください。

必要な手続き

次に掲げるいずれかの手続きが必要です。



1

新規事業者

新たに許可を受ける

2

既存事業者 (2021年6月1日以後許可を受けた者)

既に許可を受けた健康福祉事務所（保健所）で届出や申出を行う

窓口となる健康福祉事務所（保健所）

原則、相談する窓口は以下の順番となります。

1

自動車保管場所が県内の場合、自動車保管場所を管轄する健康福祉事務所（保健所）

2

自動車保管場所が県外の場合、下処理施設を管轄する健康福祉事務所（保健所）

3

自動車保管場所及び下処理施設が県外の場合、主たる営業地を管轄する健康福祉事務所（保健所）

お問合せ先

事務所名	住所	管轄区域	電話番号
芦屋健康福祉事務所食品業務衛生課	芦屋市光岡町 1-23	芦屋市	0797-26-8153
宝塚健康福祉事務所食品業務衛生課	宝塚市東洋町 2-5	宝塚市、三田市	0797-62-7313
伊丹健康福祉事務所食品業務衛生課	伊丹市千僧 1-51	伊丹市、川西市、猪名川町	072-785-7463
加古川健康福祉事務所食品業務衛生課	加古川市加古川町寺家町天神木 97-1	加古川市、高砂市、稲美町、播磨町	079-422-0004
加東健康福祉事務所食品業務衛生課	加東市社字西柿 1075-2	小野市、加東市、西脇市、多可町、三木市、加西市	0795-42-9370
中播磨健康福祉事務所食品業務衛生課	神崎郡福崎町西田原 235	神河町、市川町、福崎町	0790-22-1234
龍野健康福祉事務所食品業務衛生課	たつの市龍野町富永 1311-3	たつの市、太子町、佐用町、宍粟市	0791-63-5144
赤穂健康福祉事務所食品業務衛生課	赤穂市加里屋 98-2	赤穂市、上郡町、相生市	0791-43-2937
豊岡健康福祉事務所食品業務衛生課	豊岡市幸町 7-11	豊岡市、香美町、新温泉町	0796-26-3664
朝来健康福祉事務所食品業務衛生課	朝来市和田山町東谷 213-96	養父市、朝来市	079-672-6872
丹波健康福祉事務所食品業務衛生課	丹波市柏原町柏原 688	丹波市、丹波篠山市	0795-73-3769
洲本健康福祉事務所食品業務衛生課	洲本市塩屋 2-4-5	洲本市、淡路市、南あわじ市	0799-26-2066
神戸市保健所衛生課	神戸市中央区東町 115 中央区役所 7F	東灘区、灘区、中央区、北区	078-771-7497 (生活衛生ダイヤル)
神戸市保健所衛生課	神戸市長田区北町 3-4-3 長田区役所 5F	兵庫区、長田区、須磨区、垂水区、西区	
姫路市保健所衛生課	姫路市坂田町 3	姫路市	079-289-1633
尼崎市保健所	尼崎市七松町 1-3-1-502	尼崎市	06-4869-3018
あかし保健所	明石市大久保町ゆりのき通 1-4-7	明石市	078-918-5426
西宮市保健所生活衛生課	西宮市六湛寺町 10-3 西宮市役所西館 1F	西宮市	0798-26-3668